青森県喀痰吸引等業務の登録申請等に関する要綱(従事者関係)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。)、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。)、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号。以下「改正法」という。)及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。)に定めるもののほか、喀痰吸引等業務従事者の登録申請等に関し必要な事項を定める。

(認定特定行為業務従事者認定証の申請、交付及び登録)

- 第2条 認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けようとする者は、省令別表第1又は別表第2の研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第1、別表第2研修修了者対象)」(第1-1号様式)を、省令別表第3の研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第3研修修了者対象)」(第1-2号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請をした者が法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項各号のいずれにも該当しないときは、省令別表第1、別表第2研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第1、第2研修修了者)」(第1-4号様式)を、省令別表第3の研修修了者にあっては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第3研修修了者)」(第1-5号様式)を交付し、「認定特定行為業務従事者認定証登録簿」に登録する。
- 3 前項の規定により「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第1、第2研修修了者)」の 交付を受けた者が、新たに特定行為を追加する場合は、「認定特定行為業務従事者認定証追加 交付申請書(省令別表1、別表第2研修修了者対象)」(第1-6様式)を知事に提出しなけ ればならない。
- 4 第2項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

(認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)の申請、交付及び登録)

- 第3条 認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)の交付を受けようとする者は、改正省令附 則第4条の規定により、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書」(第2-1号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請をした者が法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修 了した者と同等以上の知識及び技能を有すると判断したときは、改正法附則第14条第2項の 規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・不特定多数の者対象)」(第2-6号様式)又は「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・特定の者対象)」(第2-7号様 式)を交付し、「認定特定行為業務従事者認定証登録簿」に登録する。

(認定証の変更等)

- 第4条 認定特定行為業務従事者は、認定事項に変更があったときは、「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」(第3-1号又は第3-2号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の提出に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合には、「認定特

定行為業務従事者認定証再交付申請書」(第4号様式)に認定特定行為業務従事者認定証を添 えて知事に提出しなければならない。

(認定証の再交付)

- 第5条 認定特定行為業務従事者は、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失ったとき は遅滞なく、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」(第4号様式)を、汚損した場 合にあっては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(認定証の返納)

第6条 知事は、認定特定行為業務従事者が法附則第11条第4項各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

(認定の辞退)

第7条 認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(第5-1号又は第5-2号様式)に認定特定行為業務従事者認定証を添えて知事に提出しなければならない。

(死亡等の届出)

- 第8条 認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲 げる者は、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者死亡等届出書」(第6号様式)により、そ の旨を知事に届け出なければならない。
 - 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する届出義務者
 - 二 法附則第11条第3項第1号に該当するに至った場合 当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人
 - 三 法附則第11条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人
- 2 前項の届出(同項第1号に掲げる者による届出に限る。)には、認定特定行為業務従事者 認定証を添えなければならない。

附 則

- この要綱は、平成24年2月22日から施行する。
- この要綱は、平成29年10月16日から施行する。
- この要綱は、令和元年12月14日から施行する。
- この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

(参考) 様式一覧

喀痰吸引等業務の登録申請等に係る様式一覧(従事者用)

第2条関係 登録申請関係様式 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第1、別表第2研修修了者対象) 1 - 11-2 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第3研修修了者対象) 1-3 社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第1、別表第2研修修了者) 1-41-5認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第3研修修了者) 1-6 │ 認定特定行為業務従事者認定証追加交付申請書(省令別表1、別表第2研修修了者対象) 第3条関係 登録申請関係様式 2-1認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書 社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 2-22 - 3認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類① 本人誓約書 認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類② 第三者証明書 2-4認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類③ 実施状況確認書 2-5認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・不特定多数の者対象) 2-6認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・特定の者対象) 第4条関係 登録変更様式 3-1 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書 3-2 | 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書(経過措置用) 第5条関係 再交付様式 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書 第7条関係 辞退様式 認定特定行為業務従事者認定辞退届出書 5-15-2 | 認定特定行為業務従事者認定辞退届出書(経過措置用) 第8条関係 届出様式 認定特定行為業務従事者死亡等届出書 登録簿 認定特定行為業務従事者認定証 登録簿